

令和9年執行志免町統一地方選挙に係る電子投票実施支援業務委託

仕様書

1 業務名

令和9年執行志免町統一地方選挙に係る電子投票実施支援業務委託（以下、「本業務」という。）

2 業務目的

志免町では、令和9年執行予定の志免町統一地方選挙において、電子投票の導入を予定している。電子投票の導入にあたり、最適な提案を広く募集し、電子投票の安全性及び信頼性を確保しながら、適正かつ円滑な事業遂行を図ることを目的としている。

3 本業務の前提条件

(1) 志免町長選挙及び志免町議会議員一般選挙において、電子投票を次のとおり行う。

①投票を実施する行政区

ア 行政区名：志免町

イ 投票区数：4 投票区

ウ 開票区数：1 開票区

エ 選挙人名簿登録者数：37,384 人（令和8年9月1日現在）

②選挙日程（見込み）

ア 告示日：令和9年4月20日（火）

イ 期日前投票：令和9年4月21日（水）～令和9年4月24日（土）

ウ 選挙期日：令和9年4月25日（日）

4 本業務の内容

安全性及び信頼性の確保された電子投票システム（投票所及び開票所で用いられる 電子投票を行うために必要な情報システムの総体をいう。）を導入すること。また、選挙事務を支障なく、公正、適正及び確実に執行できるよう運用面でのサポートを提供すること。

5 基本的事項

(1) 電子投票システムの内容

- ①電磁的記録式投票機は、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」（平成13年法律第147号）第4条に規定されている電磁的記録式投票機の具備すべき条件を満たしていること。
- ②総務省策定の「電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱」に基づく適合確認を受け、実施要領5の（2）の期間までに検査確認結果報告書（写し）を提出すること。
- ③電子投票システムの形態は、各端末に備え付けられた電磁的記録媒体に投票データを記録する媒体形態のもの（スタンドアローン型）とすること。

(2) 電子投票システムの委託内容等

- ① 電子投票システムの調達レンタルとする。(投票データ等を記録する電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体を保護するケース(封印するシールを含む。)は購入による調達とする。)
- ② 本委託料は、以下の内容により構成する。
 - ・ 電子投票システムのレンタル、運搬、検査、監査及び操作マニュアルの作成に係る費用並びに電子投票システムで使用するソフトウェアに係る費用・物品購入に係る費用
 - ・ 電子投票実施に伴う人的支援に係る費用
 - ・ その他電子投票の公正及び適正な執行に必要な経費

(3) 電子投票システムの納入等

- ① 電子投票システムは、志免町選挙管理委員会(以下「町選管」という。)が指定する日に指定する場所に納入すること。なお、納入する場所は複数箇所を指定する場合がある。
- ② 電子投票システムの投票所・開票所への搬入は、町選管が行う。
- ③ 電子投票システムの投票所・開票所からの撤去は、町選管が行う。

(4) 納入後の電子投票システムの検査、保管等

- ① 電子投票システムは、町選管が指定する日時及び場所において、町選管事務局職員とともに動作確認を行うこと。
- ② 動作確認後に、電子投票システムに故障等の不具合が確認された場合には、速やかに修理や交換を行い、再度動作確認を行うこと。この場合、町選管が指定する期限までに、不具合が発生した箇所、原因及びその対応方法等に関する報告書を町選管に提出すること。
- ③ 令和9年5月31日まですべての電子投票システムを町選管の管理下に置くこと。

(5) 電子投票実施に係る人的支援について

- ① 町選管との連携を密にするため、全体を把握する統括責任者を中心に常に連絡が取れ、町からの問い合わせに迅速に対応できる人員を確保すること。
- ② 町選管事務局職員及び選挙事務従事者に対し、電子投票システムの管理、運用及び操作方法等の説明を行うとともに、操作説明書等附属品の説明を行うこと。
- ③ 町選管が行う町民への啓発活動について、町選管からの求めに応じて電子投票システムの操作方法等について助言すること。
- ④ 町選管が各投票所に電子投票システムを搬入した後に、町選管が行う電子投票システムの起動及び動作確認業務を必要に応じて支援すること。
- ⑤ 開票・集計装置の起動及び動作確認が必要と判断された場合は、町選管の指示のもと支援すること。
- ⑥ 町選管が行う業務への助言及び支援をするに当たっては、電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障等不具合が生じた場合には、速やかに対応するよう支援すること。

- ⑦投開票日に投票所及び開票所で事務に従事する者の名前を、町選管が別に指定する日までに町選管に提出すること。

(6) その他

- ①令和9年4月執行予定の福岡県議会議員選挙において、電子投票の適用に係る条例等が整備され、当該選挙でも電子投票を実施する場合を想定し、その実施支援業務を行う能力を有すること。ただし、業務の発注を確約するものではない。
- ②志免町長選挙及び志免町議会議員一般選挙、またはそのいずれかの選挙が無投票になった場合、告示日の翌日以降分の経費の減額について、町選管と協議の上、別途変更契約を締結すること。
- ③投開票日において、電子投票システムが故障等の不具合により使用できず、その原因が受託業者の責めによる場合は、当該システムのレンタルに係る経費について、町選管と協議の上、別途変更契約を締結し、減額するものとする。
- ④候補者の死亡等又は事故により志免町長選挙及び志免町議会議員一般選挙の投票若しくは開票の期日が延期又は再投票となった場合には、町選管と協議の上、別途変更契約を締結すること。ただし、電子投票システムの故障が原因で投票又は開票の期日の延期や再投票となった場合は、これに伴う経費は受託業者の負担とする。
- ⑤選挙終了後、異議の申出があった場合の対応については、必要に応じて町選管と協議の上、対応すること。
- ⑥電子投票システムのハードウェア及びソフトウェアについて、法令及び最新の「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」に照らして必要があると町選管が認める場合には、町選管と協議の上、指定する期限までに電子投票機器の改善に努めること。
- ⑦経費の内訳を明らかにできる書類を町選管の求めに応じて提出すること。
- ⑧受託業者は本業務において知り得た秘密について、第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- ⑨故意又は不注意により選挙事務従事者又は選挙人が電子投票を実施するために必要な機器等（レンタルするものに限る。）を破損させた場合は、町がその損害を補償する。
- ⑩その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて町選管と協議の上、定めること。

6 電子投票システムの種類及び数量並びに人的支援の量

(1) レンタルによる調達

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		1 電子投票システム及び開票システムの運搬、配置場所及び設定時期については、町選管の指示に従うこと。 2 使用するソフトウェアは、電子投票システム及び開票システムにインストール済とすること。 3 令和9年1月下旬までに納品するよう努め、納

		品が困難な場合は、町選管と協議の上、選挙事務に支障を与えないように速やかに納品すること。 4 レンタル期間は、納品日から令和9年5月31日までとする。
電磁的記録式投票機 (当該機器を稼働させるために必要な機器を含む。)	調達台数：38台 (予備機を含む。) ※啓発に使用する電磁的記録式投票機は当日投票所と共通で使用するため、調達数量には含めない。	1 町選管では、常設啓発（町内の公共施設等に電磁的記録式投票機を設置する啓発）及び移動啓発（町選管が指定する時間及び場所で行う啓発）の実施を予定している。 2 常設啓発で使用する場合は、盗難防止措置を講じること。 3 操作画面等の詳細については、候補者数等により修正しなければならないため、町選管と協議の上、作成すること。 4 電子投票システムの形態が別記（1）②に類する場合は、左記台数を入力装置の台数に読み替え、これら台数に応じて設置する電磁的記録式投票機も必要数納品すること。 5 左記当該機器を稼働させるために必要な機器の数及び前記4の場合の電磁的記録式投票機の台数は、別記（2）の通り使用することを前提に積算すること。
開票・集計装置一式 (開票・集計装置接続用機器等、開票・集計に必要な機器等もすべて含めること。)	2 セット (予備機を含む。)	1 開票・集計装置一式は、開票事務従事者の研修においても使用する。

(2) 購入による調達

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		1 納品希望日 令和9年1月下旬までに納品できるよう努め、納品が困難な場合は、町選管と協議の上、選挙事務に支障を与えないよう速やかに納品すること。
投票データを記録するための電磁的記録媒体	個数：電子投票システムの形態によって異なる	1 電磁的記録媒体には電磁的記録媒体を保護するケース及び封印するシールを含むこと。

(正・副)	るため、別記(2)に示す通り、選挙事務において使用する電磁的記録式投票機に必要な数量(正・副)を納品すること。	2 操作ログが、投票データを記録する電磁的記録媒体とは別の記録媒体に保存されるものについては、その記録媒体も別に用意すること。
封印容器(外容器)	個数: 計10個 (5投票所×2)	1 施錠するための鍵を含むこと。
候補者情報インストール用等記録媒体	個数: 4個	1 電磁的記録媒体には電磁的記録媒体を保護するケース及び封印するシールを含むこと。 2 操作ログが、投票データを記録する電磁的記録媒体とは別の記録媒体に保存されるものについては、その記録媒体も別に用意すること。
開票・集計装置の操作ログを記録するための電磁的記録媒体	個数: 2個	1 開票・集計装置を2台レンタルするため、2個を納品すること。

(3) 投開票事務に対する人的支援(期日前投票を含む。)

	支援項目	日数等	支援内容
共通事項			1 作業を行う日時及び場所については、町選管の指示に従うこと。 2 電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障その他の不具合が生じた場合には、速やかに対応すること。
事前準備	職員研修支援	1人×2時間×2回/1日	1 町選管事務局職員及び選挙事務従事者に対し、電子投票システムの管理、運用及び操作方法等の説明を行うとともに、操作説明書等附属品の説明を行うこと。 2 町選管事務局職員及び選挙事務従事者に対し、開票・集計システムの操作方法の説明を行うこと。

			行うこと。
立候補届出日 (4月20日)	候補者データの入力、電子投票システムへのインストール用記録媒体作成及び電子投票システムの設定作業に係る支援	1 人。 支援時間：午後4時からデータの入力終了まで	1 立候補届出日に町選管が行う候補者データの入力、電磁的記録式投票機へのインストール用記録媒体の作成及び電子投票システムの設定作業等の支援を行うこと。また、期日前投票所用の電子投票システムへの設定等については、町選管が立候補届出日以降使用できるように支援すること。
期日前投票期間	期日前投票期間中の支援	1 期日前投票所(1か所) 志免町民センター 1人×4日 2 支援時間：午前8時から午後8時まで	1 必要な作業があれば町選管から指示する。
投票日当日	投票支援	1 投票所(4か所) (4月25日) 4人×1日 (4人で4か所を担当) 2 支援時間：午前6時から午後8時まで	1 投票日当日に、電子投票システムの運用に係る支援を行う。
	開票・集計支援	1 開票所(1か所) 2人×1日 2 支援時間：午後8時から開票終了まで	1 町選管が開票所を設営後に行う開票・集計装置の起動及び動作確認業務の支援を行うこと。 2 開票・集計装置の操作に係る支援を行うこと。

7 必要書類等

(1) 電子投票システムと併せて納入するもの

書類	数量	備考
ハードウェア仕様書	1部	電子投票システムのハードウェアの基本的な特性についての情報を開示すること。
ソフトウェア仕様書	1部	電子投票システムのソフトウェアの基本的な特性について情報を開示すること。
操作マニュアル	1部	1 町選管事務局職員が電子投票システムの管理・運営

(投開票所用)		及び操作方法を学習するものであること。 2 マニュアルは、電磁的記録式投票機の画面や図等を用いてシンプルでわかりやすいものとし、操作の流れや誤操作等が発生した際の対応方法など業務中に想定される事例を記載すること。なお、原本を1部とデータを提出すること。
試験成績書	1部	電子投票システムに対して「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」において示された技術的条件について自己検査を実施した結果を証明するものであること（テスト結果等）。

(2) 選挙後の異議の申出又は訴訟への対応

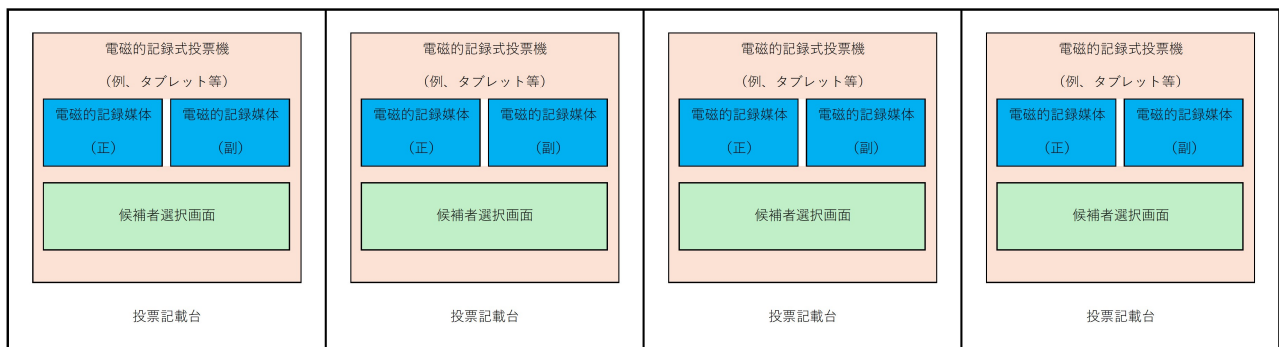
選挙後に異議の申出又は訴訟が起こった場合に備えて、電子投票システム（ハードウェア、ソフトウェア）は、再集計又は再検査が行えるようにしておくこと。また、電子投票システム設計書等必要な書類の提示が行えるようにしておくこと。

(別記)

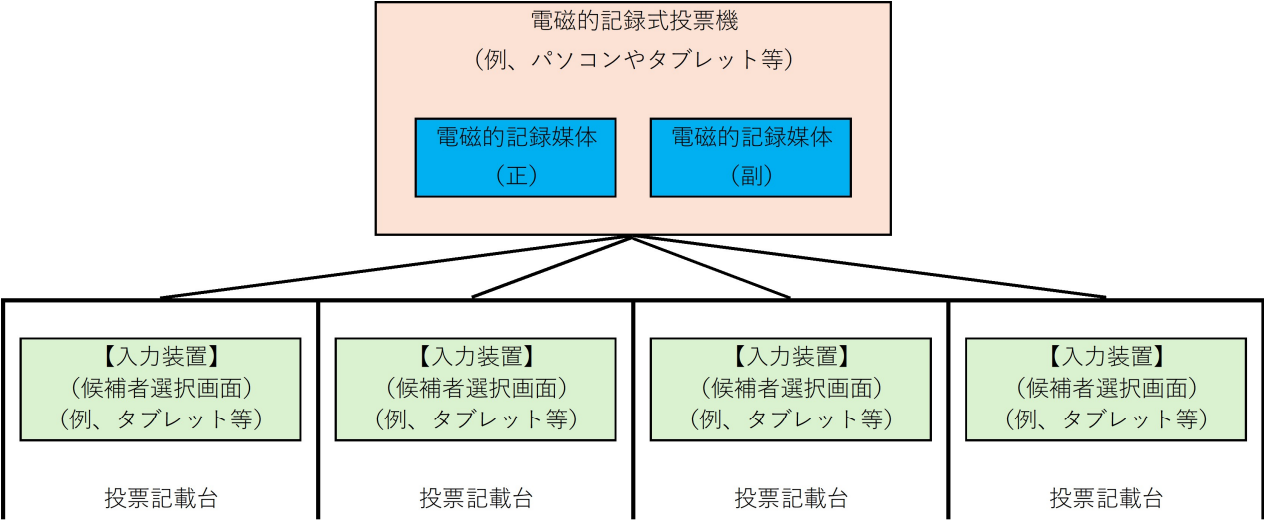
(1) 電子投票システムの形態の例について

電子投票システムの形態は複数考えられることから、参考までに以下の例（①及び②）を示す。ただし、本仕様書において求める電子投票システムの形態は、以下に限定するものではない。

①



②



(2) 投票区ごとの電磁的記録式投票機等の設置数及び調達数一覧表

() 内は調達数

	投票区	投票所名	投票区別選挙人名 簿登録者数 令和8年9月1日	電磁的記録式 投票機設置数	電磁的記録式 投票機予備機	電磁的記録式 投票機合計	電磁的記録媒体 (正・副)	封印容器 (外容器)
			(人)	(台)	(台)	(台)	(個)	(個)
啓発関係	—	—	—	2※	—	2※	各5※	—
期日前投票	—	志免町民センター	—	8	1	9	各9	2
当日投票	東投票区	東投票所	6,433	6	1	7	各29	8
	南投票区	南投票所	5,405	5	1	6		
	中央投票区	中央投票所	11,697	7	1	8		
	西投票区	西投票所	13,849	7	1	8		
合計			37,384	35 (33)	5	40 (38)	各43 (38)	10

※当日投票分と共通で使用する